

## 令和4年 第6回宇都宮市教育委員会会議録

- 1 日時 令和4年4月15日(金) 開始時刻 午後2時00分～
- 2 場所 宇都宮市役所13階 教育委員室
- 3 出席者 小堀教育長, 伊藤委員, 大森委員, 檜山委員, 小野委員
- 4 説明員 梓澤教育次長, 口川学校教育担当次長, 坂井教育企画課長,  
板倉総務担当主幹, 吉岡学校管理課長, 小栗学校教育課長,  
宇賀神学校健康課長, 鈴木生涯学習課長,  
山口文化課長, 岡田スポーツ振興課長, 金子教育センター所長
- 5 書記 古内課長補佐, 篠崎総務担当副主幹, 高久係長, 田代係長, 佐藤総括
- 6 傍聴者 1名
- 7 議題
  - (1) 審議事項
    - 議案第17号 宇都宮市通学区域審議会への諮問について
    - 議案第18号 令和4年度教育委員会の活動について
    - 議案第19号 教育委員会におけるオンライン会議の開催に伴う関係規則の整備に関する規則の制定
  - (2) 報告事項
    - 報告第24号 令和4年度教育委員会主要事業について
    - 報告第25号 教育行政相談の内容と対応について
    - 報告第26号 宇都宮市教育委員会職員旧姓使用取扱規程の制定
    - 報告第27号 令和3年度宇都宮市奨学金貸付者の選考結果について
    - 報告第28号 令和3年度宇都宮市入学一時金貸付者の選考結果について
    - 報告第29号 宇都宮市体育施設条例施行規則の一部改正
    - 報告第30号 宇都宮市公園条例施行規則の一部改正
    - 報告第31号 「(仮称)第3次宇都宮市学校ICT化推進基本計画」の策定について
  - (3) その他
    - ① 令和3年度第3回社会教育委員の会議の結果について
    - ② 令和4年度「図書館カレンダー・しおり」の広告掲載者の決定について
    - ③ 宇都宮市文化会館2022プログラムについて
    - ④ 第43回宇都宮市民芸術祭について
    - ⑤ 令和3年度第2回宇都宮市スポーツ推進審議会の結果について
    - ⑥ 令和4年度宇都宮市スポーツ振興財団の自主事業について
    - ⑦ プロ野球公式戦「巨人対広島」の開催について

## 8 議事の内容

事務局	定刻となったが、会議の開催に先立ち連絡事項がある。 本日も、新型コロナウイルス感染症防止のため、発言は着席で行うなど、対策を講じて会議を開催するので、ご協力をお願いします。
教育長	ただいまから、令和4年第6回宇都宮市教育委員会を開会する。 本日の会議録署名委員は、大森委員、檜山委員をお願いします。
教育長	次に、第2回の教育委員会の会議録について、ご意見などあるか。 (特になし、全員了承) 会議録を承認する。
教育長	それでは、第2回の会議録署名委員の大森委員、檜山委員に署名をお願いします。 (会議録の署名)
教育長	報告第25号は「個人情報が含まれているもの」であるため、非公開としてよろしいか。 (全員賛成)
教育長	全員賛成なので、これについては非公開とする。
教育長	それでは審議事項に入る。 議案第17号「宇都宮市通学区域審議会への諮問について」説明願う。
教育企画課長	<b>【説明要旨】</b> ○ 平石中央小学校におけるLRTを利用した通学区域の弾力化について諮問するもの。 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 令和4年度において、5・6年生、2・3年生が複式学級となっており、令和8年度まで継続する見込みである。</li><li>・ 複式学級の解消、未然防止のために、学区外児童の確保策の検討が必要である。</li><li>・ LRTを利用した通学区域の弾力化の導入に向けて、弾力化の相手校や入学条件等を検討し、制度導入のための手続きを進める。</li></ul>
教育長	説明は以上だが、質疑などはあるか。
伊藤委員	今泉小の②の停留所から平石中央小の⑧の停留所までの、LRTの所要時間はどのくらいであるか。
教育企画課長	区間ごとの時間は示されていないが、全体で40数分の予定である。全体からすると②から⑧まではおよそ20分程度と考えられるが、現段階では正確に示すことはできない。
小野委員	6月の地域説明の際には、運賃や運行時刻を示せるとよいだろう。
教育長	それでは、議案第17号を決定してよろしいか。 (全員了承)
教育長	議案第17号を決定する。

教育長

議案第18号「令和4年度教育委員会の活動について」説明願う。

**【説明要旨】**

教育企画課長

- 本市教育のさらなる充実発展に向け、教育現場の実態や意向を踏まえた教育行政の推進を図るため、令和4年度の教育委員会の活動について決定するもの。  
(前年度からの変更点)
- ・ 委員の主担当課制について、これまでも教育委員からは専門分野の視点から全体的に意見・質問をいただいております。会議の運営上も問題はなかったことから、今後も全体のチェックを継続していただくこととし、委員の主担当課制は廃止する。
  - ・ ふれあいティータイムトークや視察等を実施したときは、その後の定例会の自由討議の時間で、委員同士の意見交換（振り返り）を行う。視察等を定例会と同日に実施する場合は、可能な限り当日に振り返りを行う。
  - ・ 自由討議について、事前説明から議論まで約1ヶ月間隔が空くことから、議論を円滑に行うため、事前説明における質疑応答などの要点をまとめた資料を配付する。

教育長

説明は以上だが、質疑などはあるか。

小野委員

これまで主担当課制によって、委員が特別に仕事をすることはあったのか。

教育企画課長

特段そのような機会はなかった。

小野委員

もともと主担当課制ができた際に、理想としてイメージしていた機能があるならば、必要に応じて後で復活させることができるように考えておくのが良いと思う。

教育企画課長

一旦この場で廃止させていただくが、今後主担当課制が都合の良い場合があれば適宜判断する。

教育長

それでは、議案第18号を決定してよろしいか。

(全員了承)

教育長

議案第18号を決定する。

教育長

議案第19号「教育委員会におけるオンライン会議の開催に伴う関係規則の整備に関する規則の制定」について説明願う。

**【説明要旨】**

教育企画課長

- 緊急性のある事件の発生、感染症のまん延の防止等により、教育委員会の会議の招集が困難な場合に、オンライン形式による会議の開催ができるよう、必要となる規定を整備するもの。
- ・ 宇都宮市教育委員会会議規則第3条について、「会議に参加」を「議場に参加」に改め、第11条について、「参加していない」を「議場にいない」に改める。
  - ・ 宇都宮市教育委員会傍聴人規則第5条について、「会議を傍聴する」を「議場に入る」に改める。

教育長

説明は以上だが、質疑などはあるか。

(特になし)

教育長

それでは、議案第19号を決定してよろしいか。

教育長	(全員了承) 議案第19号を決定する。
教育長	それでは、報告事項に入る 報告第24号「令和4年度教育委員会主要事業について」説明願う。
総務担当主幹	<p><b>【説明要旨】</b></p> <p>○ 教育委員会基本方針に基づき、教育委員会として推進する主要事業を定めた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 教育企画課 人づくりの推進，幼児教育の推進</li> <li>・ 学校管理課 学校施設の計画的な整備・更新（「学校給食施設の整備」を含む），学校トイレ洋式化の計画的推進</li> <li>・ 学校教育課 学力の向上（GIGA スクール構想等の推進），学校における働き方改革の推進，第2次学校教育推進計画後期計画の策定</li> <li>・ 学校健康課 学校給食施設の整備，学校健康教育推進計画の見直し</li> <li>・ 生涯学習課 第3次宇都宮市地域教育推進計画の改定，宮っ子ステーション事業の円滑な運営</li> <li>・ 文化課 歴史文化基本構想の推進，日本遺産を通じた大谷石文化の保存・活用の推進，百人一首事業の推進，宇都宮美術館の施設保全整備事業の推進</li> <li>・ スポーツ振興課 地域スポーツクラブ事業の推進，スポーツ活動環境の充実</li> <li>・ 教育センター 特別支援教育の推進，不登校対策の推進</li> </ul>
教育長 小野委員 学校管理課長	説明は以上だが、質疑などはあるか。 学校トイレの洋式化について、数字のもとになる母数は何か。推移が知りたい。 67.4%という数字は学校の中にあるすべての大便器の数が母数である。また令和3年度末で64.5%である。
小野委員 学校管理課長	100%になるのはいつか。 具体的には明言できない。毎年施工する件数は予算に応じて決定する。従来は今年度末の目標として57%を掲げていたが、国の補助等もあり、目標を上回るペースで推移している。第2次学校教育推進計画の目標値に、指標の一つとして掲載しており、今後改定にあたり目標を見直すことも可能である。
檜山委員 学校健康課長	「スマートシティ」と「スーパースmartシティ」で文言の統一はしないのか。 文言は「スーパースmartシティ」で統一する。
檜山委員 学校教育課長	基本方針には「デジタルシティズンシップ」という言葉があったが、本紙にはないのか。 第2次学校教育推進計画後期計画の策定があるが、1人1台端末が現在以上に

	活発に使用される中では情報活用能力、情報モラルが当然重要になってくると考える。また昨今のフェイクニュースの氾濫を踏まえても、正しい情報を見抜く力は非常に重要であり、計画の中で具現化したいと考えている。
学校教育担当次長	使用しない意図としては、研究者の中では使われているが、国、文科省では前面に押し出している言葉ではなく、全国的に広く浸透した言葉ではないため使用を控えたということである。
檜山委員	先進的な言葉というわけだ。
教育センター所長	学校 ICT 化推進基本計画の中で、策定に際して文言を取り入れている。令和5年度からの5年間で身につけられるよう計画している。
教育長	それでは、報告第24号を承認してよろしいか。
教育長	(全員了承)
教育長	報告第24号を承認する
教育長	報告第26号「宇都宮市教育委員会職員旧姓使用取扱規程の制定」について説明願う。
教育企画課長	<p><b>【説明要旨】</b></p> <p>○ 働きやすい職場環境整備を目的として、職員が改姓前の戸籍上の氏を文書等に使用することについて必要な事項を定めるもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対象は教育委員会の事務局及び教育委員会の所管に属する教育機関の職員。</li> <li>・ 一部公的な行政文書では使用できないほか、使用する際は誤解や混乱が生じないように、統一的に使用しなければならない。</li> </ul>
教育長	説明は以上だが、質疑などはあるか。
小野委員	旧姓使用をする予定の人はどの程度いるのか。事前のヒアリング等のデータによる裏付けはあるのか。
教育企画課長	対象人数は、市全体で約7500人で、うち教育委員会所管が約3500人いる。教育委員会所管の内訳は、職員約270人、市会計年度任用職員のうち学校配置が約500人、それ以外が約200人、県費負担教職員約2500人が対象になる。ただし、4月13日時点で相談等は0件である。
学校教育担当次長	まだ申請はないが、見込みがありそうな男性教職員が1名いる。男性が婚姻して妻の姓となるにあたり、旧姓使用をしたいというような動きがあるとの情報を得ている。
小野委員	立法事実として、これを必要としている人がいるから制定するというよりは、男女平等の状況に対応できるように制定した、ということによいか。
教育企画課長	具体的に強い必要性に迫られたものではなく、世の中の状況にあわせて規定すべきものとして制定した。
小野委員	これからの推移をみる必要がある。全然使われない可能性もある。
教育長	県庁職員はやっているのか。
学校教育担当次長	県庁ではやっているが、県内市町ではさほど使用例はない。
大森委員	大学では旧姓使用も多い。私は認められる前の世代であるため、泣く泣く変えた。
伊藤委員	変えたくないのは、書類上の問題か。

大森委員 自分の業績に関わるということがある。  
 小野委員 実際に動いてみないとわからないこともある。  
 学校教育担当次長 使用の動きのある男性教職員は今年度他市町から移っており、そのままの姓を使用したいとしている。

伊藤委員 学校として先生の名前が変わることで問題はあるのか。  
 学校教育担当次長 これまで特に支障は無かった。  
 教育長 旧姓が使用できることでの利便性はあるかもしれない。  
 教育長 それでは、報告第26号を承認してよろしいか。  
 (全員了承)  
 教育長 報告第26号を承認する。

教育長 報告第27号「令和3年度宇都宮市奨学金貸付者の選考結果について」説明願う。

教育企画課長

**【説明要旨】**

○ 対象

- ・ 令和3年度に学校教育法に基づく、高等学校、大学、大学院、専修学校等に在学する者

○ 申請資格

- ・ 本市市民の被扶養者で、経済的理由により修学が困難であること
- ・ 連帯保証人を2名選任できること
- ・ 前年中の認定所得金額が本市の定める所得基準額以下であること

○ 募集期間

- ・ 令和3年2月1日～令和4年1月31日

○ 選考結果

- ・ 応募者64名から選考委員会において、選考基準に基づき、所得要件を超えていた3名を不採用とし、61名を選考した。そのうち、貸付前辞退等の4名を除く57名に貸付した。
- ・ 貸付者数が令和2年度と比較して減少した要因としては、低所得者世帯を対象とする国の給付型奨学金制度の対象者数が大幅に拡充されたことによるものと考えられる。

教育長 説明は以上だが、質疑などはあるか。  
 小野委員 募集期間は通年であるが、応募があればすぐに貸し付ける体制をとっているのか。

教育企画課長 審査の期間は必要であるが、その都度貸し付けている。  
 教育長 それでは、報告第27号を承認してよろしいか。  
 (全員了承)

教育長 報告第27号を承認する。

教育長 報告第28号「令和3年度宇都宮市入学一時金貸付者の選考結果について」説明願う。

**【説明要旨】**

教育企画課長

- 対象
  - ・ 令和4年4月1日以降に学校教育法に基づく、高等学校、大学、大学院、専修学校等に入学する者の保護者
- 申請資格
  - ・ 本市市民で、市税の滞納がないこと
  - ・ 連帯保証人を1名選任できること
  - ・ 他の入学一時金の貸付を受けていないこと
  - ・ 前年中の認定所得金額が本市の定める所得基準額以下であること
- 募集期間
  - ・ 令和3年9月1日～令和4年3月17日
- 選考結果
  - ・ 応募者21名から選考委員会において21名全員を選考した。そのうち貸付前辞退の1名を除く20名に貸付した。

教育長  
檜山委員

説明は以上だが、質疑などはあるか。  
奨学金貸付者が減少しているのに比べて、こちらは増えているが、要因はあるのか。

教育企画課長  
伊藤委員  
教育企画課長  
檜山委員  
教育長

入学一時金については毎年度バラつきがある。  
周知の仕方は変わったのか。  
変わってはいないが、より丁寧に、わかりやすく周知をしている。  
コロナによって増えたイメージである。  
それでは、報告第28号を承認してよろしいか。  
(全員了承)

教育長

報告第28号を承認する。

教育長

報告第29号「宇都宮市体育施設条例施行規則の一部改正」について説明願う。

**【説明要旨】**

スポーツ振興課長

- 陽南プールの廃止に伴い、関係する規則を改正するもの。
  - ・ 第4条、第8条の2、第8条の3、第12条、第13条、別表第1（第3条関係）、別表第2（第4条関係）について、それぞれ陽南プールの文言を削除する。
  - ・ 第8条の2について、「利用できる」を「使用できる」に、第12条も「個人利用回数券」を「回数券」にする。

教育長  
小野委員  
スポーツ振興課長

説明は以上だが、質疑などはあるか。  
指定管理者は「利用できる」のままであるが、「使用できる」にしないのか。  
市としての言葉の使い方で、市長の権限で市長が行うものは「使用」、指定管理者が主体で行うものは「利用」として統一されているものである。今回の改正を機に庁内的なルールに統一したものである。

小野委員  
スポーツ振興課長

実際に使用するのは市民である。違和感を覚える。  
指定管理者制度ができる以前は一律に「使用」という言葉を使っていたが、指定管理者制度では権限が施設によって違うこともあり、言葉の使い方を市長が行うものと指定管理者が行うものとでわかりやすくする、というのが法規上の主旨

である。

小野委員

体育施設は使用する対象で、スケートセンターは利用する対象である、ということだと思う。だが、やっていることは券の発行である。施設ごとに言葉を使い分けているというなら理解できるが、主語が市長か指定管理者かで異なる、という説明ではよくわからない。

スポーツ振興課長

利用するのも、使用するのも市民である。

小野委員

施設ごとに言葉を使い分けることが果たして必要なことなのか。考えてほしい。市長の権限で使うことを「使用」、指定管理者の権限で使うことを「利用」と使い分けるといって理解できる。しかし今回権限を行使している対象は、券の発行である。分かりづらい。

スポーツ振興課長

庁内で一律の文言の整理ということであるが、問題提起も含めて庁内の法規関係の部署と調整したい。

小野委員

やはり一般の市民が使うということだけで考えるならば、「使用」に統一したほうが読みやすいだろう。

スポーツ振興課長

例えば施設利用料について、市長の権限で一定手数料をいただくときは「使用料」といい、指定管理者の場合は同じ使用料を「利用料」という。その言葉の使い分けから、条例・規則等も言葉を使い分けるというルールに統一されている。

小野委員

そういうものだと決まっているものを変える必要はない。大丈夫だ。

教育長

それでは、報告第29号を承認してよろしいか。

(全員了承)

教育長

報告第29号を承認する。

教育長

報告第30号「宇都宮市公園条例施行規則の一部改正」について説明願う。

**【説明要旨】**

スポーツ振興課長

- 清原球場の改修の完了による利用再開に伴い、関係する規則を改正するもの。
  - ・ 第5条の2について、個人利用回数券を回数券とする。
  - ・ 第15条について、個人使用を個人利用に、個人利用回数券を回数券にする。
  - ・ 第17条について、個人使用を個人利用にする。
  - ・ 宇都宮清原球場のスコアボードの利用休止についての附則は削除する。

教育長

説明は以上だが、質疑などはあるか。

(特になし)

教育長

それでは、報告第30号を承認してよろしいか。

(全員了承)

教育長

報告第30号を承認する。

教育長

報告第31号「「(仮称)第3次宇都宮市学校ICT化推進基本計画」の策定について」説明願う。

**【説明要旨】**

教育センター所長

- 「(仮称)第3次宇都宮市学校ICT化推進基本計画」の策定にあたり、検討内容やスケジュール、策定体制について報告するもの。

- GIGA スクール構想を推進するなかで、本市においても令和3年度から1人1台端末の本格的な運用を開始しており、これまで以上に児童生徒がデジタルシティズンシップを身に着けていく必要がある。また、1人1台端末とクラウドの更なる有効活用と、デジタル教科書やCBTなどを用いた教育のデジタルトランスフォーメーションを一層推進する必要がある。
- 計画期間は令和5年度から令和10年度までの5年（具体的な施策事業）
  - ・ 「GIGA スクール構想」についての反映
  - ・ 「宇都宮市における ICT 活用計画」に掲げる取組事業の反映
  - ・ クラウド活用やそのセキュリティ対策の推進
  - ・ 児童生徒に対する「デジタル・シティズンシップ」の推進
  - ・ 不登校児童生徒に対する学習機会や連絡ツールとしての1人1台端末の活用
  - ・ 特別支援教育における1人1台端末を活用した合理的配慮の提供
  - ・ 全国学力・学習実態調査等のCBT化や、映像・動画にアクセスできるデジタル教科書に対応した計画的な通信ネットワーク環境の整備

教育長  
檜山委員

説明は以上だが、質疑などはあるか。

今後のスケジュールに、今年の11月に教育委員会で審議とあるが、都度の途中経過の報告はあるのか。

学校教育担当次長  
教育長  
小野委員

中間報告は行う。

公開の場ではないが、閉会後の委員 de サロン等で行っていく。

策定体制の外部組織等について、アンケート調査を実施する対象（6小学校、6中学校、2459名）はすでに決まっているのか。どのように決めたのか。

教育センター所長

例年実施している、学校 ICT 化の調査の対象学校とあわせる形で行っている。国で、ICT を活用できる教員の割合等の経年変化がわかるように、「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」というものを実施しており、その調査を活用・反映している。

大森委員

策定体制の外部組織等について、ヒアリングの対象となる3団体はどこか。第2次と同じか。

教育センター所長

第2次と同じである。具体的には栃木県小学校教育研究会宇都宮支部情報メディア教育部会、宇河地区中学校教育研究会情報教育部、宇都宮市公立小中学校事務職員研究会の3団体である。

教育長

それでは、報告第31号を承認してよろしいか。

（全員了承）

教育長

報告第31号を承認する。

教育長

次に「その他」の案件になるが、その他の案件については、資料提供のみであるので、後ほどご覧いただきたい。

**【公開できる案件の終了】**

教育長

これからの議案は非公開の案件であるため、傍聴者等の退席をお願いする。

**【傍聴者の退席，非公開審議の開始】**

- 報告第25号 教育行政相談の内容と対応について  
⇒ 承認

**【非公開審議の終了】**

教育長

その他委員の皆様から何かご意見などあるか。  
(特になし)

教育長

次に、事務局から連絡事項をお願いする。

事務局

連絡事項説明（教育企画課長補佐）

- このあとの予定について  
このあと休憩をはさんで、連絡事項を行う。
- 今後の会議等の日程について
  - ・ 5月24日（火）午前9時00分～ 定例会

教育長

以上をもって、本日の委員会を閉会とする。

終了時刻 午後3時30分

署名委員

\_\_\_\_\_

署名委員

\_\_\_\_\_